

6 消安第 5142 号
令和 6 年 12 月 11 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 江藤 拓

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準並びに当該飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を設定すること。

遺伝子組換え技術によって得られた *Trichoderma reesei* を利用して生産されたキシラナーゼ



(参考)

飼料添加物キシラナーゼの基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

キシラナーゼは、飼料に含まれるヘミセルロースの一種であるキシランを分解する酵素であり、ほかの栄養成分の消化を妨げるキシランの分解を促進する効果により、飼料中に含まれる栄養成分の利用効率の改善が見込まれる。

国内における飼料添加物としてのキシラナーゼについては、*Trichoderma longibrachiatum* 属の菌株が生産するキシラナーゼが平成 10 年に飼料添加物として指定されている。

今回、要望のあったキシラナーゼは、*Trichoderma reesei* RH7004/RF4847 株を宿主として、*Nonomuraea flexuosa* 由来の *am24* 遺伝子を導入した *Trichoderma reesei* RF5427 株によって産生され、従来のキシラナーゼと比較して、組換え体の利用によりキシラナーゼの生産性及び耐熱性が改善されている。

海外では、EU 等で飼料添加物として肉用鶏、七面鳥、子豚用飼料を対象として使用が認められている。

今般、事業者から、当該飼料添加物の規格の追加について要望があった。

2. 改正の概要

要望のあったキシラナーゼについて、新たに基準及び規格を設定する。

用途は飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進で、対象は豚、鶏及びうずら用飼料とする。

なお、本改正については、令和5年10月25日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正等必要な手続を進める。